

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 6 月21日
【会社名】	株式会社ファミリー
【英訳名】	FAMILY INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湯浅 茂弘
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市中央区東千葉 2 丁目 8 番15号
【電話番号】	043 (284) 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 貴志
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市中央区東千葉 2 丁目 8 番15号
【電話番号】	043 (284) 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 貴志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年6月21日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円 総額56,042,170円

効力発生日

2019年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことから、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条（取締役の責任免除）および第41条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、西條徳三、湯浅茂弘、清水貴志、富田啓充及び篠原勝章を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木昌広を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案 剰余金の処分の件	44,202	490	-	（注）1	可決（98.90%）
第2号議案 定款一部変更の件	44,642	50	-	（注）2	可決（99.89%）
第3号議案 取締役5名選任の件					
西條 徳三	44,390	302	-	（注）3	可決（99.32%）
湯浅 茂弘	44,472	202	-		可決（99.51%）
清水 貴志	44,552	140	-		可決（99.69%）
富田 啓充	44,552	140	-		可決（99.69%）
篠原 勝章	44,551	141	-		可決（99.68%）
第4号議案 監査役1名選任の件					
鈴木 昌広	44,393	299	-	（注）3	可決（99.33%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上